

## 検討会の目的

- 国際的な人権尊重の要請が高まる中、企業は自社のみならず国内外のサプライヤー等の労働者についても国際水準に沿った取組が求められている。
- 厚生労働省は国内法令や各種対策を通じて「ビジネスと人権に関する行動計画」に掲げられた各分野の取組をこれまでも推進してきた立場にある。労働者の基本的権利やその実現について政府の中で最も経験を有す。
- このため、グローバル・サプライチェーン（GSC）上の人権尊重について、労働行政の政策知見を踏まえ、①これまで実施してきた国内政策手法の活用と、②課題を改善・是正するための国際協力の在り方について検討する。（労働分野の国内政策知見の価値をGSC上の人権尊重から検討した初の取組）

## 開催実績

第1回（令和5年8月23日）：検討会趣旨説明、今後の進め方

第7回（11月16日）：報告書骨子案

第2～6回（9月25日～11月2日）：関係者からのヒアリング

第8回（12月13日 最終回）：報告書案

## 報告書（案）の概要

### 【人権尊重の取組を進める上での課題】

#### （1）企業レベルの課題

- ◆具体的な方法や尊重すべき人権の内容が分からない、企業規模や業種により取組に差がある、教材や説明資料を各社で用意するのは難しい

#### （2）企業を取り巻く環境の課題

- ◆現地の労働法が国際基準等と異なる、情報入手先がない、進出先国の社会システムに起因する課題は企業単独の対応が難しい

#### （3）労使団体が取組を進める上での課題

- ◆産業分野や企業規模によってGSC上の人権尊重の問題に対する意識が異なっている

### 【主な具体的施策の方向性（提言）】

※課題解消のみならず、日本の「強み」を打ち出すことも意識して積極的な観点から取組を進める。

#### （1）企業レベルの課題への対応

- ◆取引先への説明などに使用できるよう、強制労働など**国際労働基準（※）に関する分かりやすい周知資料を作成する**。【方針A】
- ◆改善に当たっては労働者側からの課題聴取や意味のある対話が重要との観点から、「安全委員会」など既存制度がもつ意義を「見える化」する。【方針B】
- ◆国内の外国人労働者向けに作成された安全教育教材や研修機会について、海外拠点での活用も図る。【方針A】

※5つの重点分野：①結社の自由、団体交渉権、②強制労働の撤廃、③児童労働の廃止、④差別の撤廃、⑤労働安全衛生

#### （2）企業を取り巻く環境の課題への対応

- ◆ILO、在外公館、現地日本商工会等とも連携し、日系企業の進出先国における**情報収集や政労使の情報共有を進める**。【方針A】
- ◆労働分野の人権尊重姿勢を国際的にも明確に示し、**日本企業のサプライチェーンに対する国際的な認識を得られるよう取り組む**。【方針B】
- ◆進出先国への技術協力事業により**強制労働・児童労働の撲滅、労使対話の推進、労働安全衛生向上、社会的保護システムの構築を支援する**。【方針B】併せて、**民間団体によるインフォーマルセクター支援や専門職育成推進などの国際協力**を政府の立場からも支援する。【方針C】
- ◆**厚生労働省職員の理解促進や、関係者の協力体制構築**（労使団体、公益団体、国際機関、関係府省庁、JETRO、JICA等）を図る。【方針A】
- ◆労働団体が労働者の声を聞き企業と対話することが人権尊重に直接に寄与することから、国内外の労働組合関係者と協力してGSC上の人権尊重の取組の促進を図る。好事例の拡大に当たって国内外の労働関係団体・使用者団体のネットワークの活用を検討する。【方針B】
- ◆**未批准のILO基本条約の批准に向けた検討を進めるべきである。また、既批准条約について他国に批准の働きかけや知見共有を行う**。【方針B】

#### （3）労使団体が取組を進める上での課題への対応

- ◆上述の施策を講ずるに当たっては、労使団体の構成員の理解向上に資するような取組となるよう留意する。【方針B】

【方針A】 すぐに着手すべき / 着手できる取組

【方針B】 実施に向けて具体的検討が必要な取組

【方針C】 方向性の検討や関係者との調整が必要な取組